

鹿児島藩に於ける漁業制度

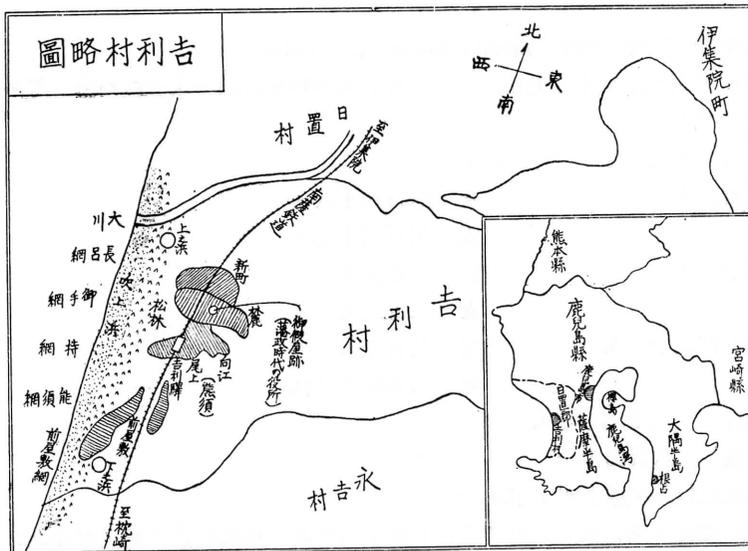
(吉利郷の部)

山本省三

The Fisheries Organization in the Clan of Kagoshima

(The Part of Yoshitoshi Village)

Shozo YAMAMOTO



(1)

鹿児島藩の漁業制度を研究するについて、これを地域的に区分した場合、即ち鹿児島湾内・薩摩半島外海沿岸・大隅半島外海沿岸・各島嶼の四ツに大別した場合、細目に亘つては色々問題もあろうかと思うが、大雑把に見た時夫々共通した性格と特色を有するもの様である。

然しながら此処では其の一部を取り上げる事によつて、即ち薩摩半島外海沿岸に位置する吉利郷の漁業が、如何なる組織の下に制度化され、そして其れが如何にして消滅したかを実証的に論じて見たいと思うのであるが、その為には、先づ吉利郷の歴史的、地理的説明を加えて置く方が、其の漁業制度を理解する上に於て便宜であらうと思う。

抑々吉利郷は、大隅半島南部の根占地方を支配して居た禰寝家が文祿4年17代重張の時に至つて、当地に移封されて三千二百余石を領し、廢藩置県に迄引継いたものであるが、元來禰寝家は平重盛の子孫であり、(此の故に24代清香に至つて小松殿に因んで姓を

小松と改む) 島津氏入薩より遙かに早く 禰寝院南俣の地頭として現在の根占地方を領有し、相当の勢力を張つて居たものである。島津氏が薩隅日三州の太守となるに及んでは、彼に仕えたのであつて、其れは所謂島津家より見れば、外様の家来であり、恰も徳川幕府に対する島津藩と云つた関係と同様にして、此の点島津家一門その他譜代の士とは異つた取扱を以て臨んだものと思われ、又一方禰寝家としては細心の注意を払つたであらう事が伺えるのである。

即ち島津家としては長年月勢力を張つて居た根占地方から僅か三千二百余石の吉利郷に移封すると云う事のみでも大幅の勢力削減であり、鹿児島城下よりの交通はより一層容易であり、⁽¹⁾ 且つ其の周辺は島津家一門並びに譜代の 武将によつて 圍繞されて居るのであり、⁽²⁾ 又一方禰寝家としては、婚姻、養子縁組による政策は勿論、⁽³⁾ 内政的には苛酷な迄の法規範を以て律し、⁽⁴⁾ 何事も主家大事を最大の眼目となし、些かも他家に劣る事なき様厳格を極めたと云う事は、矢張り斯くの如き 関係にあつた為の一因であると思われるのである。

又一方地理的には明治四年「薩隅日地理纂考」に依れば

鹿児島県庁ヲ西ニ距ル事七里北ハ日置ニ接シ東ハ伊集院南ハ永吉西ハ海ニ対ス周廻五里三十五町二十間

高二千二百二十三石二斗二升三合余

士族九百五人	男	四百六十八人
	女	四百三十七人
卒四百十一人	男	二百九人
	女	二百二人
平民千七百五十一人	男	九百三人
	女	八百四十八人

人員総計 三千六十七人

総戸数 六百四十戸

とあり又「鹿児島県地誌」⁽⁵⁾に依れば

地勢 西ハ瀛海ニ瀕シ東北崇嶺ヲ負ヒ土地平坦ニシテ魚塩饒食ニ薪炭モ亦乏シカラズ

地味 其色赤黒相交ル(赤黒ボクコ三分ノ二真土四分ノ一)其質中ノ下稻梁粟甘藷ニ宜シ

牛	百五拾三頭
馬	百九拾四頭
総計	三百四拾七頭
漁船	拾五艘
物産	
米	千石
粟	四百九拾貳石八斗
麦	四百拾四石
茶	千斤
煙草	千五百斤
甘藷	六千七万貳千斤

麻苧	貳万七千斤
網糸	貳拾尋
油菜子	拾貳石
鰯	四拾石
民業	
農ヲ業トスル者	七百貳拾戸
漁獵を業トスル者	百七拾戸
工ヲ業トスル者	貳百五拾戸

（当時の吉利村の総戸数から見て、其の殆どが農業との兼業である。筆者註）
次に生活状況は如何であつたかと云うと、次の表で示すが如く、実に極貧村の如くに見えるのであるが、事實はそうではなく、富裕ではないにしても、決して貧村とは云えない普通の村であるが、其れにも拘らず此の図表に於ける様な生活状況であつたと云う事は、鹿兒島藩に於ける郷土制度並びに門割制度に由来するものであると思ふのであつて、(6)そして此の事が又吉利郷に於ける漁業制度に及んで居る事は後述の通りである。

常 食 物 調 査（吉利村役場保管）

国 名	郡 名	現 今	十 年 前	二 十 年 前
薩摩国	日置郡 吉利村	村中三分通甘藷	四分通甘藷	五分通甘藷
		三分通米	三分通粟	三分通粟
		三分通粟	二分通米	一分通米
		一分通麦蕎麦	一分通麦蕎麦	一分通麦蕎麦

右之通=有之候也

吉 利 村

戸 長 禰 寝 孝 左 衛 門

明治十三年九月十一日

鹿兒島県令 渡 辺 千 秋 殿

参照文献

- 薩隅日地理纂考
- 三国名勝図会
- 鹿兒島県地誌
- 鹿兒島県史
- 日置郡史
- 吉利郷土史
- 吉利地区（宝歴三年作成ノモノ）
- 門名寄帳
- 知行高名寄帳
- 吉利郷諸氏家系大略
- 明治十三年吉利村雜文書帳
- 昭和二十六年吉利村勢要覽

(註)

- (1) 吉利郷は鹿児島城下より陸路7里の距離に対し、根占郷は海陸13里余である。
- (2) 隣村永吉、日置郷は島津家一門の一所地であり、又永吉村の隣の伊作は伊作島津と世に謂われ、同じく島津一門である。東に接する現在の伊集院町及び上伊集院村と雖もこれ又島津氏によつて固められ、その又周囲は島津氏の分家及び代譜の武将によつて囲繞されている。
- (3) 吉利郷移封初代の重張(17代)は島津家久の九男福寿丸を世嗣となし、21代清雄は島津綱貴の子清純を養子となし、29代清廉の母は島津久宝の女である。
- (4) 鹿児島県史第2巻第3編第1章第1節
- (5) 此処に掲げた鹿児島県地誌の統計は明治14、5年頃のものである。
- (6) 鹿児島藩に於ける門割制度は、原則として土地の私有を許さず、それはすべて租税徴収の目的のため制度の如き観を呈し、事実又その租税率の高い事は驚く程にして、従つて産物は仮令豊富に生産されてもその殆どは上納に向けられねばならず、勢ひ個人の生活は非常に惨めなものであつたのである。

小野博士「鹿児島藩に於ける門割制度」河村洋「薩藩に於ける郷土制度の一研究」

(2)

前述の如き歴史的、地理的制約の下に於て、非常に厳密且つ苛酷なる法体系を実施する事に依つて、封建的統制を維持し、上は諸役人より、下は一百姓に至る迄此等に依つて規制され、此の事によつて吉利郷禰寝家の面目は保たれて居たと称しても敢て過言ではあるまいと思ふ。⁽¹⁾

所で漁業に関して如何なる法秩序乃至は行政制度によつて支配されて居たであろうかと云う事が問題であるが、漁業に関する諸役職としては直接には浦役(又は浜役とも称す)が居て、浦浜の行政的支配面を管掌し、⁽²⁾其の背後には漁業に関する諸大綱並びに諸企面に参与する所の役人・役人格・物奉行・相談役・組頭・横目・座横目が控えて居り、其等諸役々の者は毎月5日及25日の両日を寄合式日と定めて悔意なく出席して吟味する事とし、若し何等かの事情によつて出席出来なかつた者は連絡示達事項もある事であろうし、其の為に翌日は必ず御飯屋役所に出頭する事とし、寄合に於ける議事中鹿児島城下に居住している主君禰寝氏に沙汰すべき事項は、連絡あり次第鹿児島へ書き送る事とし、此等の者の式日に於ける出勤簿を作成しておく事等が定められて居たのである。⁽³⁾

次に浦役その他役職の者の浦浜に関しての勤務事項としては、一月と六月に船隻の調査報告及び十月に浦人口及び印形帳の調査報告をなす事と、十二月に船及び水主に関する上納銀の手続及び処置の事等は定例の職務事項であり、⁽⁴⁾其の他臨時の職務事項としては、漁船建造或は破損等に関する事項、異国船に関する事項等があり、⁽⁵⁾その他の漁撈に関する事項については、文政九年に「漁漁=付仰出書」として仰出された漁漁規定があつた筈であるが、⁽⁶⁾現在の所全く見当たらないので甚だ残念に思う次第であるが、此れに或は詳細なる規定が書かれているのではないかと思われるのである。

次に前述の如き行政組織の下に於て、浦浜が如何なる行政単位を以て組織されていたかと云うに、吉利郷は筆者の調査した限りに於ては、此れを五十四門一屋敷一弁指屋敷二加子屋敷に分けられているのである。抑々鹿児島藩に於ける封建的統制組織の特徴としては

所謂「郷士制度」及び「門割制度」が挙げられるのであるが、此等については諸種の著作も多くある故、⁽⁷⁾ 此処では此等に触れることを避けるとして、「屋敷」について簡単に言及して見たいと思う。

即ち前述の如く、鹿兒島藩に於ける封建制度の特色としての「門割制度」は、農民に対する土地配当及びその土地より生産された農産物を対象としての租税徴収単位であり、其の共同体たる「門」の長を名頭（乙名、翁、名代とも称す）と云い、「門」を構成する各戸の長を名子と云い、農業を中心として徹底した自給自足を原則として居るのであるが、⁽⁸⁾ 其れにも拘らず職種によつては農業一点張りに従事し得ざるものもあり（大左・左官・鍛冶等）、或は又地理的遠隔の地にある島嶼とか、其の他特殊の理由に依るもの（鉾山・浦浜等）等の為、「門」の構成員として農業に従事せしめるよりは、其等に応じた職種に従事せしめる事の方が藩自体としても、政治的にも経済的にも有利であるとする事は避け得ざる事実であり、此処に自給自足を大原則としても、尙且職種の分化が行われるのは当然の事であると思う。此の様な場合には其等の種職に携わる者に対して一定の屋敷と一定の身分を与えて其の職種に専心せしめる事としたものであり、此の意味に於て、鹿兒島藩に於ては『浦には「屋敷」はあるが「門」は存在しない』と、一般に云はれている事は当然の事の様に見えるのである。又「屋敷」は一般に「門」の如く、直接には農地を必要としないため、其の規模も「門」に比較して遙かに小さく、⁽⁹⁾ 且つ構成人員も少いのが普通であるが、場合によつては「門」より多い事も皆無ではない。⁽¹⁰⁾ 組織面については「門」が農地を中心とした共同体であるに反して「屋敷」は其の職種に結びつけられた共同体である事の区別はあるにしても、矢張り名頭、名子の関係は規律されており、其の関係に於ては矢張り一種の「門」的存在であつたと見做しても宜しいのではなからうかと思料されるのである。

以上述べ来たつた「門」的存在としての「屋敷」の外に前述の如く弁指屋敷が一ツ吉利郷には存在するのであるが、⁽¹¹⁾ 此れは寧ろ「門」的存在の「屋敷」が職種に依り、即ち其の職種の行政単位之長に与えられたるものに対し、非「門」的存在の「屋敷」は其の職名乃至は其の者の資格に対して与えられたものであると見る事は誤りであろうか。此の意味に於て鹿兒島藩には二種類の「屋敷」が存在していたとみる事は如何であろうか。即ち弁指屋敷なる弁指とは、浦役の下にあつて、浦役の補助者であり、換言すれば浦区の区長とも云うべき者であり、其は職名なのであつてその職名に対して与えられたものなのである。

（註）

（1）農業に関しては「農業法」（宝暦5年）が出されて、農業之次第・作人心得之事・地方普請之事・井手之事・川際之事の五項目に分けて、其の農業の技術的方法と農業に間接的に関係する所の事及び作人の心構へを規定したものであり、宝暦八年には「取納方＝付仰渡帳」なるものを出して作讞上納に關し23項目に分けて実に微に入り細に亘つて其の手續を規定している。

林業に関しては文政10年「行司竹木見廻勤方之次第」なる仰出書が出されて同様に竹木に關する諸々の事が規定されている。

同じく文政10年10月には「漁漁＝付仰出書」なるものが施行されていたのであるが、此れに關しては現在の所見出し得ないため最も肝要なる仰渡書である丈に実証と云ふ意味に於て、非常に困難を來たし甚だ残念である。

その他「寄合式日之条々」（安永9年）「役人職勤方之条々」（文政10年）等があり此等は主

として役人職にある郷土の勤務規程とも称すべきものであり、その他一般的なものとしては「儉約申渡書」(文化13年)等のものも数多く出されて一般私生活の内容に迄触れてある事は封建的統制政治の下にあるとは云へ一驚に値するものである。

(2) 鹿児島県史第2巻第3編第3章

(3) 寄合式日之条々(安永九年)

右式日毎月五日 二十五日

式日出席之役々左之通

役人	役人格
物奉行	相談役
組頭	横目
座横目	
浦役	郡見廻
行司	竹木見廻
御仮尾守	櫛方検者横目
急楮掛	用水掛

右式日之節は不意御用は可差置候尤 \square り後無遅滞役所江可罷出候

前条之役々外方勤之人は不及出席支無之者迄可罷出候

右当日差立候御用ニ而役々難逃節者翌日必可相勤候

寄合次第御沙汰申上儀 \square (有之カ?)候者其事迄を書記便次第鹿児島江可申越候

右式之節致出席候人之名書等時々帳留可致置候

右者従以前於吉利役所毎月吟味之趣式日被定置候処ヶ条之内 思召有之今般右之通被相改候
清香様被 仰出候条役々毎式日無悔意罷出可遂吟味候此乃旨至後年緩疎有之間敷者也

(4) 役人職勤方之条々(文政十年)

正月中御座方江諸御届左之通

所中浦方惣船改役人並横目浦役相改久見崎御船手江御届申出之事

六月中

年中兩度正月より六月迄小船改之儀役人横目浦役より御船手江申出候事

十月中

浦人数印形帳御船手江差出ニ付役人並浦役連名之書付相渡御屋敷ニ差越候事

十二月中

船役銀上納役人並浦役より申出之御船手江御屋鋪より差出引付申請金蔵江上納之事

水主一人分五拾五匁御船手江吉利永吉相合申候故隔年づゝ互ニ致上納ニ付引付申請方
断之事

(5) 右同

臨時御座方御届向左之通

所中鯨船造調之節は山奉行衆 御廻勤之節本木申請船造調之船見請文役人横目浦役並主取
大工連名ニ而御船手江御届申出船札御焼印申受度旨御屋敷江申出之事

右同断ニ付山奉行所江同前申出本木材木何々ニ而召仕候段主取大工より押札ニ而委細申
出候右書付御屋敷より差出候事

但御拝領山年限中は山奉行所江申出ニ不及本木之儀は御屋鋪江可願出事

前条船札御焼印御船手より相改候節役人横目浦役近郷横目立会船寸尺相改 御焼印堅固ニ

押調相済次第右役々相切封ニ而御焼印致返納候事

所中江船破損有之節は御手船江役人横目浦役連名ニ而其旨申出候ニ付焼印並船札相渡

鹿兒島御屋鋪江差越一所＝差出候事

鹿兒島県史第2巻第3編第3章

(6) 役人職勤方之条々

魚鱈一件＝付而は同年十月被仰出趣右同断とある。

(7) 小野武夫博士「鹿兒島藩に於ける門割制度」

川村 洋「薩藩に於ける郷土制度の一研究」

鹿兒島県史第1巻第5編第4章第3節

同 第2巻第1編

- (8) 藩政時代に於ては、徹底した自給自足を原則として、商店の如きものは殆どなかつたと称しても差支へない程のものであり、味噌醤油は勿論の事すべてに於て自分でするべく行われ、仮令ば建築材の如きものも将来を顧慮して必ず建築用の樹木を自分の屋敷内に植付けておくが如きものであつた。

本富安四郎「薩摩見聞記」明治31年刊

- (9) 吉利郷に於ても「上之浜加子屋敷」「下之浜加子屋敷」共に其の土地並びに其の構成人員の規模は「門」に比較して遙かに小さい。

○下田平門

下ノ屋敷^八間_{二十一} 五畦拾八歩 嶋右衛門

大豆壹斗七升九合

当式拾九才 名頭 嶋右衛門

同 五才 子 休右衛門

同 拾九才 名頭妹鶴

同八拾六才 名頭祖父 藤六

同五拾九才 妻

同四拾六才 妻

同 拾壹才 女子 鶴龜

同七拾五才 妻

同參拾壹才 妻

同 拾六才 子 長四郎

同式拾三才 妻

同 八才 子 吉左衛門

同七拾七才 藤六妹 菊

合田島屋敷式町八反三畦二十二歩

内 田方 壹町九反二十四歩

畠方 六反九畦九歩

屋敷 式反三畦拾九歩

合糶大豆 八拾四俵式斗五升四合

糶 七拾八俵五升壹合

大豆 六俵壹斗八升三合

柿木 糶式升

高三拾石八斗八升九合五勺

柿 式本

櫛 式本

合男女 式拾五人

同式拾四才 妻

同式拾三才 名頭弟 新助

同拾四才 名頭弟 新五

同六拾式才 名頭親 新左衛門

同五拾四才 名子 病者平兵衛

同拾四才 子 平左衛門

同七拾七才 名頭伯父吉左衛門

同五拾七才 子病者 彌助

同式拾五才 子 喜左衛門

同四拾參才 名子 清右衛門

同 拾才 子 慶太郎

同 四才 清助

男 拾六人

女 九人

合馬 八疋

(享保十一年門名寄帳ヨリ)

○上之浜加子屋敷

下々屋敷^{十間}_{十五間} 五畦 仁左衛門

大豆斗式升五合

当五拾九才 名頭 仁左衛門

同四拾四才 名子 四郎左衛門

合男二人

六石積船一艘

四石積船老艘

繩網 壹帖

○下之浜加子屋敷

下屋敷^{十間}_{十五間} 五畦 龍助

大豆 壹斗六升三合

当三拾式才 名頭 龍助

同二十九才 名頭妹 熊

同式拾四才 名頭弟 休太

同 六拾才 名頭母

合男女四人

男 式人

女 式人

馬 壹疋

五石積船老艘

繩網 壹帖

(何れも享保十二年知行高名寄帳による)

(10) 日当山郷には「門」より「屋敷」の方が其の規模に於て大きかつた例があると云う

(11) 享保十二年知行高名寄帳によれば

下々屋敷^{七間半}_{二十間} 五畦 弁指 与次右衛門

大豆斗式升式合

当六拾六才 弁指 与次右衛門

同五拾六才 妻

同 三拾才 女子 はる

同式拾六才 女子 なつ

同 九才 子 松

同三拾壹才 名頭妹 よね

合男女 六人

男 式人

女 四人

三石積船老艘

繩網 壹帖

(3)

扱て以上述べ来たつた所のものは、吉利郷に於ける漁業の行政組織についての概観を試みたものであるが、以下吉利郷に於て如何なる組織によつて、漁業が営まれ、そして又

明治以後に於て、如何なる變遷の途を辿つて来たかを述べて見ようと思う。

抑々吉利郷に於ける漁業たるや、所謂半農半漁とすら云えない程の貧弱な漁業であり、実際には取り上げられる程のものではないかも知れないのであるが、⁽¹⁾ 唯、此処に注目すべき特色として、他地方では余り見受けられない制度と云うか、組織体と云うか其の様なものがあつた事である。即ち其れは郷士階級が網方となつて其の多くが参加し、農民は網方となつて漁業に従事し、勿論両者は平等にはないが、一種の共同体的な組織に於て漁業を行つた事、即ち武士が直接漁業経営に参加して、一般百姓がそれに従事した事及び其の目的が直接経済上の利益を得んとする理由により漁業を行つたものではなくして、自給自足経済の目的のために、即ち食料並びに農業用の肥料を目的としたものであつて、⁽²⁾ 農業人口過剰による漁業への転換政策とか、或は又直接経済的に他へ売却して利益を得るとか、加工して売却するとか、乃至は魚油を燈火に使用する目的のために、漁業が行われたと云う様な事が無かつた事である。此の点が他地方とは異つた特色を有するものの様であるが、其の歴史的な淵源については、残念にして資料なきため説明を加える事は出来ない。

此の点について、中村宇吉翁（明治元年生、吉利郷に於ける上位の郷士の出であり、其の父、祖父も勿論網方であつた由）は、昭和十五、六年頃迄引続き漁業を営んで来た士族出身の唯一人の現存者であるが、『明治末期頃は漁獲物を売つて金銭に替えると云う様な事はなかつた。仲買人が買ひに来る様になつたのは、大正時代に入つてからであり、自分達は一種の道楽的な気持と自給自足的な意味で漁業をやつて居たのであるが、戦争により段々世の中が窮屈になり、漁業が本業と見做されて高額の税金が課せられる様になつたので、遂に馬鹿らしくなつて漁業を中止したのであり、他の共同経営の網方は、既に明治に入つた頃から、相次いで漁業より手を引き、明治末期頃には既に指を屈する程度の者のみが父祖の業を引継いで居た。』と語つて居られ、又『一般に貧乏な百姓達が、兎に角金銭を出さずに新鮮な魚を食べる事が出来たと云う事は、他村の者に較べて、非常に誇りであつたらしく、父や祖父もよく此の事を語つて居たし、大体に於て、自分で収獲した米すら殆どが上納米として、殿様に取り上げられた時代としては、魚を買つて食べる等と云う事は、一年に一回か二回位のものだつたんでせう。従つて網方でない百姓は肩身の狭い思いをしたものです。』とも語つて居られるが、宝暦年間複製された吉利郷の大地図に依れば⁽³⁾ 士族高屋敷は約百五十戸を算える事が出来るのであるが、此の約三分の一が網方として、漁業に参加して居た事は後述の如くである故、明治に入つて急激に斯くの如く、減少したと云う事は、注目し得べき事であり、此の事は即ち直接経済的利益を求める事になかつた、云はば民生策的な漁業が、封建制度の崩壊と共に既存の諸制度も一応は変革し「我は郷士なり」として、高く止まつて居る事も出来なくなり、経済的に直接の利益がない許りでなく場合によれば、自腹すら切らねばならぬ如き漁業より、身を引くのは当然の事であらうと思う。⁽⁴⁾

然らば何故に、此等郷士階級が、網方として三分の一に近い者が、漁業に従事したかと云う事であるが、此の点については、二方面より説明されると思う。即ち其の一は一般庶民は貧窮であるために、農業のみを以てしては、自立が困難であり、折角の海岸を控えての好適地を有しながら、拱手傍観する事もないとの政策的見地より、漁業が打つて一丸として取り上げられたものである事と、第二には其の実施のためには或る程度の資本を必要

とするが、其の資本の挙出に当つては、都士階級の中でも、比較的富裕なる者が、即ち事実には、其の三分の一の者が其の任に当る事によつて網方となり、そして綱に関してのみ曳子たるべき百姓衆が、一定綱分を出し合つて、綱方として漁業に参加したものであると観察して居る者である。（勿論此の場合と雖も網方は又綱方の株主でもあるとの事—武石氏談現漁業協同組合長）

斯くの如くに観察した場合、此の様な漁業組織は、二十一代禰寝清雄の頃に組織立てられたものではなからうかと、思われるのであるが、これについては単なる推察に過ぎないのであつて、唯、単に禰寝清雄が禰寝家再興の祖とも云われる程に、殖産に力を尽したと云う所より、時代を類推して斯く思うのみにして、確たる証拠の上に立つて居るのではない事を附言しておく。

扱て斯くの如くにして、組織された漁業共同体によつて獲られた魚は、すべて村内消費に向けられたものであり、生鮮物並びに乾物として食料に向けられ、或は又腐敗せしめて肥料に向けられたのであり、前述の如く経済的な売買の対象に向けられなかつたと云う事が、遂には明治維新以後、此等郷土階級の中でも、上位の而も比較的富裕であつた網方達も相次いで漁業より遠ざかり、明治の終り頃には、僅か四、五名に過ぎないものとなり、又其れは或は時として、豊漁もあつたであろうが、漁業経営の自立に充分な漁獲があつたか何うかも、勿論重要な原因ではあるが、仮令自立し得る程の漁獲があつたとしても、交易経済の未発達、水産物加工品化の未熟及び鹿児島藩士に於て、殊に根強い金銭利殖の侮蔑心或は又郷内に於ける上位階級者としての恩恵を施すと云う様な意味の自負心等々の理由によつて、引続き維持せられて来た漁業が、維新以後の封建社会の崩壊と共に、極端に云えば、生活のために直接には一銭にもならない漁業のために、態々一反歩に近い土地を麻畠として毎年栽培し、且つ綱に製すると云うが如き馬鹿々々しい労力と時間を空費しては居れないと云う様な事が、其の主な理由となつて、漁業より漸時遠ざかるに至つたものと思われるのである。

即ち前記の郷土達は綱と船と綱とを負担する事によつて、網方としての株を持つこととなり、農民を中心とした一般庶民は、綱を現物出資する事によつて、網方としての株を所有する事によつて、漁獲物の分け前に与り、食料並びに肥料として、自家消費に向けられたものと思われ、従つて其処には商取引に於ける商品としての意味はないもの様であり、又網方の場合は如何であるかと云うに、前記中村翁は次の如く語つて居られる。即ち『一般に私達は自家食用に供し、余分は魚肥桶に投げ入れて腐らかしたり、隣近所親類縁者に無償で分けてやつたものであり、売る等と云う事は殆どなかつた。』と云う事によつても其の間の事情を説明して居ると思う。

註

(1) 最も古い資料としては明治二十九年のものがあるが、明治、大正、昭和各時代の漁業規模を参考的に挙げると。

明治二十九年

漁業戸数

専業 八戸

兼業 九戸 計 十四戸

漁業人員

専業	男	八人	女	〇	計	八人
兼業	男	二四人	女	二五人	計	四九人
計	男	三二人	女	二五人	計	五七人

漁業組合

組合町村数	一
組合戸数	七二戸
組合人員	七二人

漁獲物

名 称	数 量	価 格	一貫目 価格
鯷(含ウルメ)	六四〇〇貫	六四〇円	一〇銭
鯖	五〇〇	一五〇	三〇
鯛	二五〇	一二五	五〇

(備考) 前年に対し鯷漁獲増加あり、価格も一貫目に二銭宛増加したり、鯛は五〇貫目増したれども価格は前年に同じ

漁 船 数

三間以下のみ 十四艘

明治三十一年度の資料によれば

水産動物廻遊報告

名 称	来 期	去 期	
鯷	四 月 初 旬	九 月 初 旬	魚獲僅少なり 毎年来去に差異あり、秋冬時を異にし漁獲 之に準ず
鯛	十 月 下 旬	一 月 下 旬	
鯖	四 月 中 旬	十 月 下 旬	魚獲僅少なり
鯛	十二月初旬	四 月 中 旬	魚獲僅少なり
鮪 鯛	十一月下旬	四 月 中 旬	鯛網の引際稀に得たのみ
鬼 頭 魚	九 月 初 旬	四 月 中 旬	僅少なり母年僅少なり
羽 鰹	十二月中旬	四 月 下 旬	鮪鯛と同じ来去不詳
金 頭 魚			年々僅少
魚 長 鱈	五 月 中 旬	十 月 下 旬	漁獲僅少にして毎年差異あり来去不詳

魚 船

三間以下 十二艘

漁業戸数及人員

明治二十九年度に同じ

漁 獲 物

名 称	漁 獲 数 量	漁 獲 高	一貫目当単価
鯷(含ウルメ)	一七〇〇貫	二五五円	一五銭
鯖	六〇〇	一八〇	三〇
鯛	二〇〇	一二〇	六〇
鯷	六〇〇	一八〇	三〇
計	三一〇〇	七三五	

大正七年

漁 船

三間未満 十四艘

五間未満 三艘

漁業戸数

専業 ナシ

兼業 二二戸

漁業人員

専業 ナシ

兼業 男 二四人

女 一八人 計 四二人

漁 獲 物

名 称	漁 獲 間(貫)	漁 獲 高(円)	一貫目当単価
鱈	八四〇〇	二五二〇	三〇銭
鯖	六〇〇	二七〇	四五
鯛	一五〇〇	一八〇〇	一円二〇銭
鰯	六一〇	一二二〇	二円〇〇
其 他	四〇〇	一八〇	四五
計	一一五一〇	五九九〇	

網

七 張

昭和二十四年度

水 産 業

業 体 名	業 体 数	魚 船 数	年 間 水 揚 高	金 額
地曳網漁業	五	一〇	三、七八五貫	八三二、七〇〇円

水産業部門

本村に於ける漁業状況は資本、経営、技術の脆弱なる為停滞不振の現状である。年間に於ける漁業高は雑魚、コノシロ、鯛、鰯、鰹等五千四百貫程度で村内需要の約二〇%であり漁舟にしても僅か九艘屯数にして七・一四屯である。

之を打開するためには漁業協同組合の急速なる整備と漁法の改善をなし少くとも村内の自給自足を計らねばならない。

漁業種別五ヶ年拡充計画

拡充する漁業の種別	統 数	一ヶ年漁獲見込	総生産見込量	摘 要
在来地曳網	五	三、〇〇〇貫	一九、〇〇〇貫	大型に整溝 松田良雄経営の他山口慶次 計画中 松田良雄計画中 諏訪原栄熊松村喜平次計 画 中
改良地曳網	一	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
ボラ巻網	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
底延縄漁業	三	五〇〇	一五、〇〇〇	
さば釣漁業	五	五〇〇	一五、〇〇〇	現在のものを改造 村山好恵計画中 漁業協同組合計画中
入田網	一	四、五〇〇	四、五〇〇	
籠 村	三	三〇〇	九〇〇	
溜池養殖	放流一万四	歩留五 ^〇 / _{一尾取上八〇} 匁	四〇〇	

底刺網	三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	二石用太郎計画中
鱈焚寄網	一	五、〇〇〇	五、〇〇〇	
計	二四	三二、八〇〇	九一、八〇〇	

(2) 肥料用としては、徑四尺高四、五尺位の木桶が庭隅に据えられ、平常此の中に漁獲された鮮魚を入れて腐らして置く事が行われており、現在の如く金肥は勿論の事、骨粉使用も明治時代に入ってから一般に使用されて居る。

食用としては、鮮魚は勿論の事であるが、加工品としては竹串に刺した所謂「目刺」が殆どであり、これは何時如何なる時にも充分過ぎる程の貯蔵がなされて居り、尙且つ処分に困る様な時には塩漬けにしたものであると云う。

(3) 現在吉利村役場に保管されている縦横丈余の大地図は元来元禄十二年に作製されたものであるが、宝暦三年に更に複製したものであり、士族高屋敷等詳細に明記されているが、元禄の時の高屋敷を其の儘模写したものか、宝暦の時代に合せて書き直したものであるかは未だ調べておらない。

(4) 網方は船、網、網を現物出資する事によつて、又網方は網の自己負担分を現物出資する事によつて、漁業経営体の組織が出来上つて居るのであるが、船については材木は兎も角として（(二)の註(5)）、船大工の費用もある事であろうし、又各自銘々自己の島には入畦乃至一反歩の所に麻を栽培する事によつて、網網の原料を確保し、此の事は同じく作付面積の大小こそあれ、網方も網用に麻を栽培していたものである。従つて前述(一)に於て示した如く当郷に於て麻苧の生産量が非常に多かつたのは此の爲めであり、維新以後従来の漁業経営の中絶に際しては、麻苧が換金作物として方向転換することは当然の事であり、これについては、明治十三年の第二回内国博覧会に、当郷より出品した漁網の市価を高めん事を企図して次の如き興味ある解説がある。

出品解説

拾三盛網

拾式盛網

鹿兒島県薩摩国日置郡吉利村

平民 山下 平右衛門

上内 金十

網ハ麻苧ヲ以テ製シ漁罾ニ用ニ拾三盛網ハ第一鯨魚鱈鱈ノ罾ニ用ニト雖モ長サ五寸位ヨリ壹尺位迄ノ魚罾ニハ至妙ナリ拾式盛網ハ第一鱈鱈其他長サ三、四寸位ヨリ五寸位ノ魚罾ニ妙アリ何故ニ拾三盛網ト云ヤ其訳不詳拾式盛網ハ往古ハ五寸ノ間ニ拾式節ナルヲ以拾式盛網ノ名アリ近來略シテ五寸ノ間拾節内外アリ我ガ吉利村ハ女子ノ業ナキ故ニ一村拳ゲテ女子ノ業トス一ヶ年一戸ニ三拾六尋（一尋ノ平均五尺ナリ）戸数六百五十戸ニシテ二万三千四百尋其価平均三千七百拾二円ニ及ビ賃食料一切ノ費目出納上ニ不当ト雖モ往古ヨリ常業トナス故ニ一廉ノ産ナリ販売地産国消費之外隣村薩摩国日置郡日置村同永吉村等ヨリ長崎県或ハ福岡県等へ運輸販売ス

右之通御座候也

同 山下 平右衛門

上内 金十

明治十三年十月二十六日

（右之件については加工賃余りにも廉価で其の後数年にして消滅した一筆者註）

(4)

次に具体的に其の組織内容について述べて見よう。

抑々吉利郷の沿岸は、所謂吹上浜の白砂青松の中部に位置し、約四百米の沖合迄は海深六、七米の遠浅であり、⁽¹⁾従つて地曳網漁場としては、好適の漁場であるかも知れないが、其の他の漁鱈は不適である様である。⁽²⁾

此の意味に於て、地曳網漁業が最も問題となるのであるが、此れについては、浦浜を分けて五ツとなし、日置村境より此れを列挙すれば即ち長呂網組・御手網組・持網組・熊須網組・前屋敷網組が此れであるが、此等の組が夫々何時の頃から確定されたかは不明であるが、二十一代禰寝清雄の時代に遡るのではないかと云う事は、前述の如く、唯、単に推量するのみである。

長呂網組とは「麓」(フモト)に於ける領主小松氏近親の者を中心として「麓」地区の郷士が網方となつて組織された組であり、初代戸長禰寝孝左衛門時代を最後として、伝統として引継がれて来た封建主義漁業制度の形式は一応消滅したのである。所で此の「長呂網」と称する名の由来が、何に由つて来たものであるかは不明である。⁽³⁾

御手網組とは、此処では、島津氏の専用漁場を意味するものではなくて、吉利郷の領主禰寝氏即ち小松氏の専用網漁場の事を意味するものであり、⁽⁴⁾此の組は明治維新と共に消滅して、前記長呂網組と合併した⁽⁵⁾

持網組とは、新町に於ける士族階級が主体となつて、組織されたものであり、此の組が明治維新以後も、比較的長く父祖の業を継いで漁業を行い、前記の中村翁等は此の新町出身の郷士であつたのであり、「持網」と云う名称の由来も網を持つて漁鱈すると云う様な所から、地曳網の事を「持網」と称し、此れが遂には此の組の個有名詞となつたものであるらしい。現在に於ては八田網の事を、同じく此の様な意味に於て矢張り「持網」と称して居る。

次に熊須網組とは、向江、尾上地区の郷士達を中心となつて結成されたものであり、此の名称は、此の地区を別名「熊須」とも称して居たが故に、其の名称を其の儘組名としたものである。⁽⁶⁾

最後に前屋敷組であるが、此れは前屋敷地区に居住して居た士族と平民との混合になるものであつて、此の点前四者とは稍、其の趣を異にして居るが、此れは此の地区は大体郷士の居住する高屋敷地区ではなく、士族も僅か四、五戸を数ふる程度にしか居住して居らず、然も其等郷士は禰寝氏移封以前からの土着郷士であり、禰寝氏移封後此の地区に引下つて居を構えたものの如くであり、⁽⁷⁾従つて前四者の場合に比して富裕の度も遙かに低く且戸数も少いため、斯くの如く郷士以外の者達が共同して網方として、参加したものであると思料されるが、此の組は上述の如く前四者と其の構成に於ても異つて居る如くに、明治維新以後に於ても、いち早く営利事業として漁業を行うべく経営されて来た為、現在に到る迄引続き同一系統の者によつて、漁業経営が行われて来て居るのである。⁽⁸⁾

以上五ツの網組は、何れも十人乃至二十人位の網方によつて、組織されているので、大体五十名前後の郷士が網方として、漁業に参加して居たものと思われる。

次に綱方であるが、各組に属する綱方が如何にして分けられて居たかと云う事は、現在

の所知るに由ないが、即ち地域別に夫々の網組に所属せしめられたものであるか、「門」単位に分けられたものであるか、或は又個人的関係によつて結びつけられたものであるかと云う事は不明であるが、約1里に近い海岸線を上述の如く五網組に分けている以上余りに遠隔の地域や個人を網方として自己の網組に参加せしめる事はなかつたであらうし、矢張り其の網組に最も近い地域を選んだであらう事は、如何にも常識的ではあるが、其の場合に於てすら、封建的統制の甚だしかつた藩政時代に於て、自由なる個人的關係に委ねられて居たものであるか、或は嚴格に或る一定の地域乃至は「門」を単位として、夫々従属せしめたものなるかについては資料の存せざるため不明である。⁽⁹⁾

又或る網組の網方として参加して居る者が、同時に他の網組の網方として、その株を所有する事が出来た否かも問題となる所のものであるが、此の点についても又明白でない。何故なら網方と曳子とが必ずしも同一人ではない所より斯る疑問も生じて来るのであつて、即ち網方としての株は所有して居るが、漁鱈労働実務に従事しない網方が存すると同時に、反面網方としての株は所有して居ないが、曳子として漁鱈労働に従事し、漁獲物の分配に与る者が存するからである。此の意味に於て網方であると同時に曳子たる者は、漁獲物に対して、二重の配当を受ける権利を有して居たのであるが、勿論網方としての配当権は豊漁の場合に限られたらしい。⁽¹⁰⁾理論的には近代の株式会社組織に於ける如く、多くの会社の株主たり得ると同時に、或る会社の従業員でもあると云う事と同様に考えられるのであるが、因襲と伝統に拘束されていた時代に於て果たして其の様な事が実際に許されたであらうか。

此の事は又同様に網方に対しても考えられる事である。即ち十人乃至二十人もの一網組の網方がすべて漁鱈に、直接指揮監督を行つたと云う事もなかつたらうし、唯、単に出資者としての権利のみを有し、直接漁鱈経営に關係のない者もあつたらしく、⁽¹¹⁾此の意味に於ては他の網組にもなり得る訳であるが、少くとも地域別に組織されている網組に於ては、其の様な事は許されなかつたらうし、又對抗意識上出来もしなかつたのではないかと思われる。⁽¹²⁾

唯、此処に注目すべきは、鯛地曳網についてであるが、鯛網については、特別に前記の××組と云う如きものは組織されず、吉利郷内の浦浜であれば、何処の浜で鯛地曳網を使用しても宜しかつたとの事であるが、鯛網には必ずブリ網を用いる事が定められて居り、⁽¹³⁾網の規模も他の地曳網とは異なり、⁽¹⁴⁾従つて網方、網方も多くの者が参加する事によつて、鯛網が作られ、又漁鱈が行はれたと云う事は勢い数组の共同参加が必要であり、此処にブロック別的な色彩は解消せざるを得なくなつたものであらうと思われる。⁽¹⁵⁾勿論此の場合、現に漁鱈中の他の地曳網の邪魔にならぬ様に網を下ろしたであらう事は、云う迄もない事であつたらう。⁽¹⁶⁾

以上の如く鯛地曳網を除いては、各網組に網代が分けられたと云う事の原因としては、魚群の近接により、各組が其の縄張り争を生じ、『親子兄弟の見境もなし』と云われる程の物凄い喧嘩も数多く生じた事の爲であると云われ、各組は夫々見張りを砂丘上に立て置き、魚群の近接を監視すると共に、他の網組の行動をも監視し、魚群近接の場合は、先ず最初に其の魚群を発見した見張りの所属する網組が、地曳網を曳く権利を得る事とし、次に其の近接した魚群が明白に他の網組の網代内である場合は、最初の発見者の組との話合によつて、其の組に分け前の比率を定めて、網を曳かせるとか、或は又自分で網を曳くと

生策的なものであり、其のために各地区を単位とした富裕郷士によつて網方は組織され、其の意味に於て一種の社会奉仕であり、藩政時代に於ける封建的対抗意識と面目と云う様な事よりして幕末迄引継がれて来たものであり、従つて明治に入り封建制度が崩壊すると共に急速に斯る組織、制度も亦崩壊するのは理の当然にして、持網組及び前屋敷組を除いて、漁業の経営形態及び漁業者が変更したと云う事は止むを得ない事であると思う。

唯、此処に注意すべき事は、前記前屋敷組の明治以後に於ける漁業経営が他の網組と異り、直ちに營利目的に切り替えられた事であり、漁獲物は先ず村内の部落民（主として山間地の者）に売られ、尙且余分は夕方馬に積んで夜道を鹿児島迄運搬し、翌朝到着するや直ちに納屋馬場に於て売りさばいたのであり、此の点が他の組と経営方針を異にして、現在に於ても同一系統の漁業者によつて漁業が営まれている所以である。（八七才前屋敷正吉翁談）

此れに反し、持網組は旧態依然たる経営態度によつて比較的長く受け継がれて来たものであるが、此れとて唯、時間の問題に過ぎないだけの事であつて、何れ消滅することは当然であり、事実又其れを如実に証明しているものである。

此の意味に於て、漁業経済の面からは、吉利郷の漁業は取り上げられる程の事はないかも知れないのであるが、武士が網方となり、一般庶民が網方として共同体的な漁業制度が組織せられていたと云う意味に於て、此の問題を取り上げて見たのであり、前述の如く肝要な資料が散逸して存せざるため、専ら古老の口述を基として実証せんを試みたのであるが、浅学の事とて筆不足なる事を深く恥じると共に、吉利村に於て屢々御世話になつた人達には紙上を通じて厚く感謝の意を表する者であり、更に明治以後に於ける漁業制度組織の変遷について論を進めたいと思う。

Résumé

This is an actual and historical study upon the organization relating to fisheries of Yoshitoshi Village in feudal age.

As the results, it was found that how its administrative organization and system of work of fishery was constituted, and why this system was not for the profit but for the public welfare.